

答 申

第1 本審査会の結論

令和5年12月25日付け三種総発—839により諮問のあったことについては、審議の結果、おおむね妥当であると認められるが、一部意見を付してここに答申する。

第2 諮問の概要

令和3年改正の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人情報保護制度運用のための指針としていた三種町個人情報保護事務取扱要領が廃止されたため、現在の制度に対応した事務取扱要領を新たに制定することを検討しているので、その内容について意見を求めるものである。

1 三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について

個人情報保護制度運用の指針として、三種町個人情報保護事務取扱要領を資料1のとおり新規制定する。改正法の変更点に即して規定した主な事項及びそれに対する検討は次のとおりである。

（1） 個人情報ファイル（法第60条、第75条関係）

所管課による個人情報ファイルの作成と、1,000人以上のものについて総務課が個人情報ファイル簿を作成、公表する規定を追加した。

（2） 漏えい等の報告（法第68条関係）

保有個人情報の漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知に関する規定を追加した。

（3） 郵送による開示請求（法第76条関係）

郵送による請求を認めないことは、実質的に開示請求権を行使する機会を制限することにつながりかねないため、認められない（個人情報保護委員会の事務対応ガイドによる。）ことから、郵送による開示請求に関する規定を追加した。

（4） 事案の移送（法第85条関係）

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など、他の行政機関において開示決定等を行うことに正当な理由があるときは事案の移送が可能であることから、規定を追加した。

(5) 口頭による情報提供（法第69条関係）

口頭による開示請求は認められていないが、要件を満たす場合は本人からの求めに応じ情報提供が可能であることから、規定を追加した。

なおこれに該当するものとして、職員採用試験における成績開示を想定している。

(6) 死者に関する情報の開示請求

旧条例施行時も、開示請求者自身の個人情報と見なせる場合は開示請求者の個人情報として取り扱う運用をしていたが、改正法施行により死者の情報について規定していた取扱要領及び三種町個人情報保護事務の手引が廃止されたため、今回制定する取扱要領に改めて規定するとともに、関連する様式と別表を追加した。

なお上記の規定、様式及び別表に関しては、令和3年6月に三種町情報公開・個人情報保護審査会への諮問、答申を経て改正した旧条例施行時の要領と同一の内容としている。

第3 本審査会の判断

本諮問の各事項に関する本審査会の意見は、次のとおりである。

1 三種町個人情報保護事務取扱要領の制定について

諮問内容は、おおむね妥当と認めるが、下記第4のとおり、一部修正することが望ましい。

2 上記1のことから、本審査会は、「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第4 本審査会の付帯意見

要領（案）第7条第1項によると、第1号から第4号に該当する事態（個人情報保護委員会へ報告義務のある事態）が発生したときは、総務課長に報告するとあるが、該当するかどうかの判断を所管課等に委ねている内容になっているため、仮に漏えい等が発生しても、所管課等が非該当と判断し報告しなかった場合、統括すべき総務課長が発生の事実を把握できないおそれがある。

したがって、所管課等には内容を問わずすべての漏えい等事案が発生、又は発生したおそれが生じた時点で総務課長への報告義務を課し、同条第2項において総務課長が保護委員会へ報告義務があるか判断するという規定にすることが望ましい。

第5 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年12月25日	諮問
令和6年 2月14日	審議（令和5年度第1回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 小玉 陽三、委員 伊藤 誠、委員 櫻田 悦郎、

委員 田中 誠一、委員 成田 隆道